



令和6年1月1日から

産前産後期間の保険税が減額されます！

令和6年1月1日から、出産する国保被保険者の保険税（均等割額・所得割額）が産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月）減額されます。減額にあたっての所得制限はありません。

※この制度の「出産」とは妊娠85日以上の分娩で、死産・流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

対象期間

出産予定月（又は出産月）の前月（多胎妊娠は3か月前）から、出産予定月（又は出産月）の翌々月まで。

※産前産後期間の減額分は、加入月に応じて保険税額を月割り計算し算定します。

例 出産予定が令和5年11月の場合

令和5年			令和6年						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・

↑この期間分の保険税額が減額されます。

- 産前産後期間の減額制度が令和6年1月1日からとなるため、令和6年1月の1か月分が減額の対象となります。

例 出産予定が令和6年7月の場合

令和6年										
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	・・・	
		※								

↑この期間分の保険税額が減額されます。

- 出産予定月の7月の前月（6月）から、出産予定月の翌々月（9月）までの保険税が減額されます。

※多胎妊娠の場合は3か月前（4月）から減額されます。

届け出について

減額を受けるためには原則、届け出る必要があります。（出産予定日の6か月前から提出が可能）

母子健康手帳などで事実の確認を行います。届出がない場合、出生届などで必要な事実が確認できれば町で職権で減額することができますが、町が確認できない場合は減額されないため、忘れずに町へ届出をお願いします。

問い合わせ先

税務会計課 賦課担当

電話：049-296-1211（内線：131～133）